

# 令和元年度第1回内灘町生活安全対策協議会会議次第

令和元年12月20日(金)16:00～  
内灘町役場庁舎406・407会議室

1. 町長挨拶
2. 委嘱状交付
3. 会長・副会長の選任
4. 議題
  - (1)内灘町の交通及び治安情勢について
    - ・河北郡市内の交通情勢について
    - ・河北郡市内の治安情勢について
    - ・内灘町の交通及び治安情勢について
  - (2)内灘町の防犯・生活安全対策について
    - ①交通安全対策事業について
    - ②各地区防犯灯LED化推進事業について
    - ③高齢者運転免許証返納支援事業について
    - ④自主防犯組織の育成について
    - ⑤防犯カメラの増設について
    - ⑥通話録音機貸出について
5. 質疑応答
6. 閉会

# 交通事故の発生状況対比表

## 物損事故件数

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成30年	津幡警察署	271	189	159	126	154	140	151	149	143	158	123	170	1933
	内灘交番	60	43	39	32	33	41	49	47	43	44	28	46	505
令和元年	津幡警察署	147	108	144	130	149	103	133	156	146	144	150		1510
	内灘交番	36	26	35	29	34	19	36	36	39	40	39		369

津幡警察署管内は前年1～11月比253件減少  
内灘交番管内は前年1～11月比 90件の減少

## 人身事故件数

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成30年	津幡警察署	12	9	10	10	17	10	14	11	10	13	14	7	137
	内灘交番	3	3	4	3	5	5	3	0	3	3	3	4	39
令和元年	津幡警察署	15	10	10	12	10	7	8	12	5	4	3		96
	内灘交番	7	2	1	2	1	3	1	5	1	1	1		25

津幡警察署管内は前年1～11月比34件の減少  
内灘交番管内は前年1～11月比10件の減少

### 交通事故原因特徴

- (1) 駐車場内での 駐車車両に対する事故が最も多く、40%を占める。
- (2) 次いで単独事故が20%、追突が14%、出会頭が13%を占めている。

内灘町交通死亡事故ゼロ継続日数  
令和元年12月19日現在 2,304日(県内1位)

# 刑法犯の認知件数

	平成30年(1月～12月末)		令和元年(1月～11月末)	
	津幡警察署	内灘交番	津幡警察署	内灘交番
凶悪犯 (強盗等)	0	0	0	0
粗暴犯 (暴行・傷害等)	17	6	27	5
窃盗犯	229	38	151	24
知能犯 (詐欺・横領等)	9	1	14	4
風俗犯 (わいせつ等)	2	2	4	2
その他の刑法犯 (器物損壊、 住居侵入等)	24	4	33	8
合計	281	51	229	43

津幡警察署管内に限らず、全般的に無施錠に対する窃盗被害が多発しています。

## ○内灘町の防犯・生活安全対策について

### ①交通安全対策事業

交通安全教室の実施

R1. 12. 19現在

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施回数	38	38	38	30
参加人数	1,792	1,801	1,795	1,556

- ・交通安全教室 H30は38回実施(保育所等9回 小学校12回 高齢者16回 一般1回)
- ・交通安全教室 R 1は30回実施(保育所等8回 小学校12回 高齢者 9回 一般1回)

防犯と交通安全推進隊活動実績

R1. 12. 19現在

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
早朝街頭指導	毎月1日・15日及び交通安全運動期間中			
防犯パトロールの実施	19	19	19	17
交通安全運動	4回(春・夏・秋・年末)			
赤ランプ作戦の実施	10	8	8	7
各種イベント活動協力	13	14	13	11
違法駐車排除パトロール	1	1	1	1

### ②各地区防犯灯LED化推進事業

(単位:本)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実施本数	407	466	596	74
実施累計本数	1,009	1,475	2,071	2,145

- ・町内の防犯灯を蛍光灯からLED灯へ更新

### ③高齢者運転免許証自主返納支援事業

R1.12.19現在

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
返納件数	64	74	69	93

・平成25年度12月より65歳以上の高齢者の運転免許証自主返納に対し、支援を行っている。

・支援内容

- ①町コミュニティバス「なだバスナディ」定期乗車券5千円分
- ②町コミュニティバス「なだバスナディ」回数券5千円分
- ③サンセットカード商品券5千円分
- ④北陸鉄道グループ利用券5千円分
- ⑤展望温泉ほのぼの湯利用券5千円分

### ④自主防犯組織一覧

	組織名	設置年度		組織名	設置年度
1	大根布小学校学校安全ボランティア隊	平成17年度	8	向陽台防犯パトロール隊	平成17年度
2	千鳥台「防犯自警パトロール隊」	平成17年度	9	旭ヶ丘防犯パトロール隊	平成17年度
3	西荒屋小学校安全ボランティア	平成17年度	10	向粟崎地区防犯パトロール隊	平成18年度
4	向粟崎小学校PTA学校安全ボランティア	平成17年度	11	緑台防犯パトロール隊	平成18年度
5	鶴ヶ丘東防犯パトロール隊	平成17年度	12	宮坂区自主防犯パトロール隊	平成22年度
6	鶴ヶ丘四丁目防犯パトロール隊	平成17年度	13	アカシア町会防犯パトロール隊	平成25年度
7	鶴ヶ丘五丁目防犯パトロール隊	平成17年度	14	白帆台防犯パトロール隊	平成26年度

- ・自主防犯組織育成補助金の推移
- ・上限50,000円で1/2を補助

R1.12.19現在

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
交付団体数	7	1	4	1
交付金総額	238,000	13,000	83,000	30,000

## ⑤防犯カメラの設置について

目的 公共施設、道路、公園、駐車場、駐輪場等、不特定多数の者が利用し、又は使用する施設及び場所に防犯カメラを設置することで、犯罪・事故等を未然に防止し、安心・安全な町づくりに資することを目的とする。

場所 防犯カメラの設置場所等

設置場所	所在地	設置台数	設置年度
内灘駅前	内灘町字向栗崎 4 丁目 228 番地	2 台	H 2 7
内灘海水浴場口交差点	内灘町字千鳥台 4 丁目 143 番地	1 台	H 2 7
内灘公民館前	内灘町字大清台 427 番地	1 台	H 2 8
鶴ヶ丘中央公園	内灘町字鶴ヶ丘 5 丁目 1 番地 44	1 台	H 2 8
栗ヶ崎駅前	内灘町字向栗崎 1 丁目 391 番地	1 台	H 2 9
町道向陽台 25 号線	内灘町字向栗崎ぬ 2 番地 2	1 台	H 2 9
鶴ヶ丘 55 号線	内灘町字大根布と 1-2 番地	1 台	H 3 0
ハマナス恐竜公園	内灘町字ハマナス 2 丁目 185 番地	1 台	H 3 0
道の駅内灘サンセットパーク	内灘町字大学 1 丁目 4 番地 1	1 台	H 3 0
白帆台第 4 公園	内灘町白帆台 2 丁目 590 番地	1 台	H 3 0
内灘町総合公園	内灘町字宮坂に 3 番地	2 台	H 3 0

※設置場所は別添のとおり

運用 内灘町防犯カメラの管理及び運用に関する要綱を施行  
(概要)

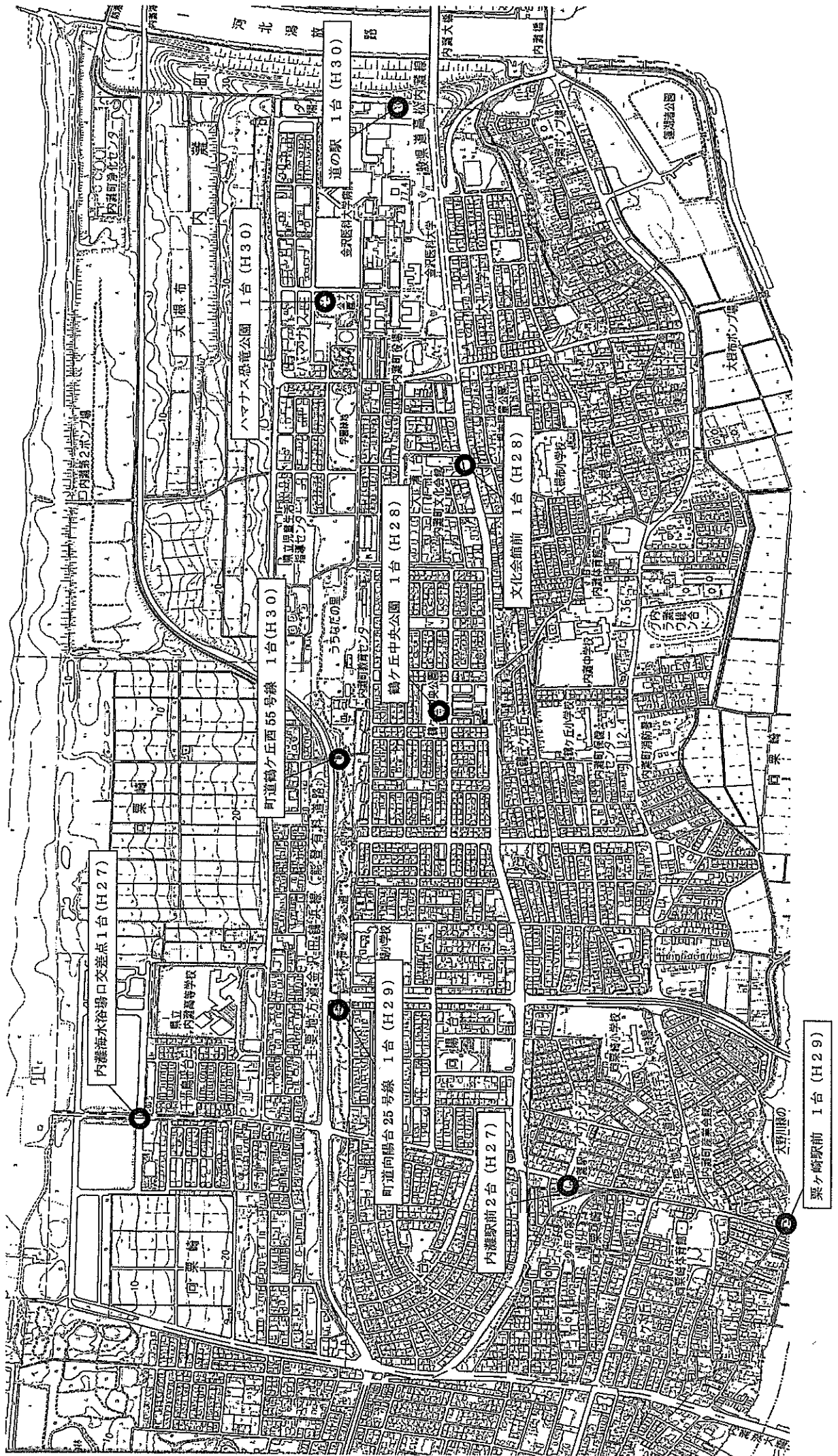
- ① 管理責任者 内灘町総務課
- ② 稼働時間 1 日 24 時間
- ③ 防犯カメラ稼働中の表示を明記
- ④ 録画面像の外部提供を原則禁止

<外部提供できる場合>

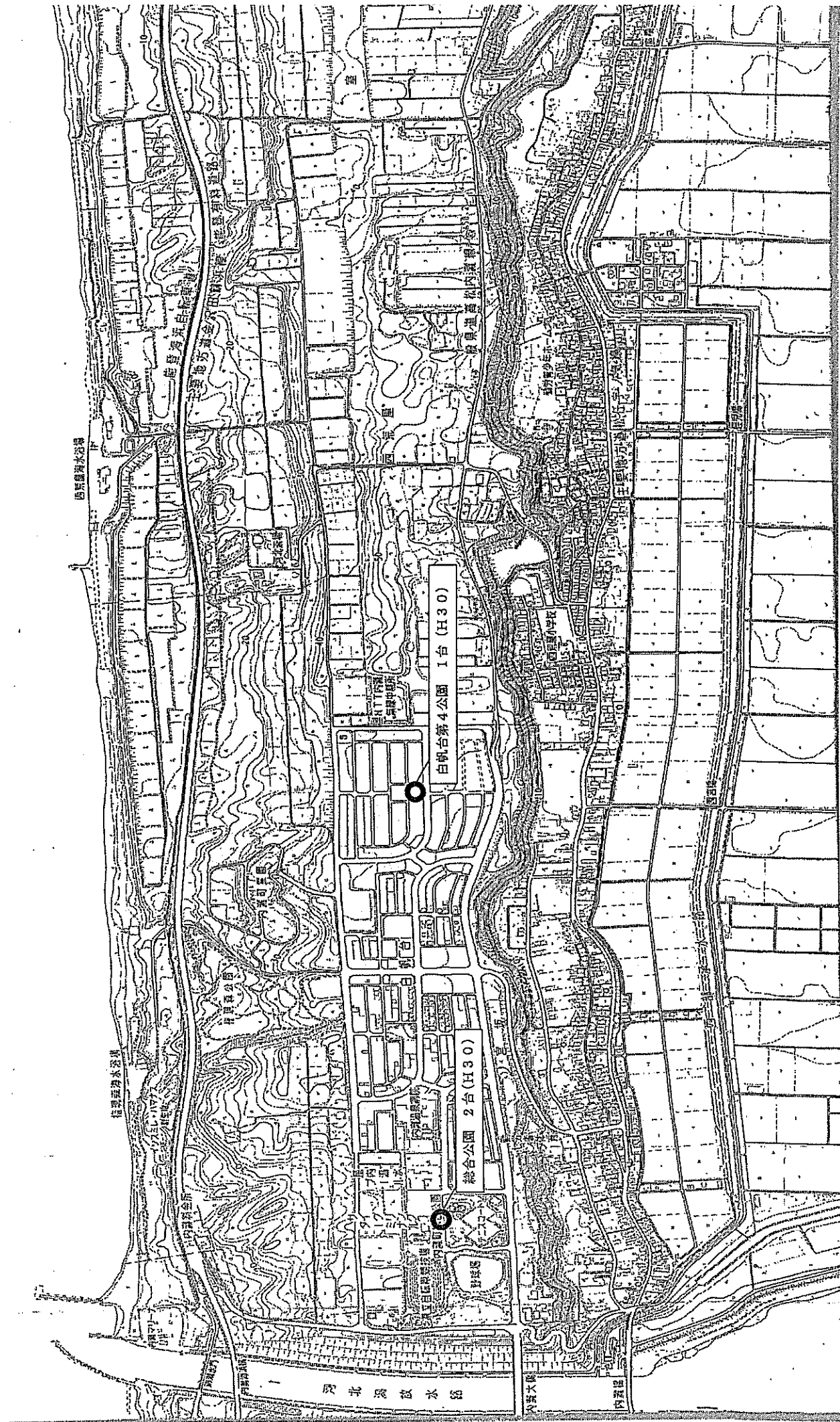
- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 町民等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないとき。
- (3) 法律に基づき国又は地方公共団体が設置した捜査機関から犯罪捜査の目的により要請を受けたとき。

(※警察の犯罪捜査への協力等)

内灘町（南部）防犯カメラ設置箇所 2019.4.1 現在



内灘町 (北部) 防犯カメラ設置箇所 2019.4.1 現在





## ⑥＜振込め詐欺対策！通話録音装置貸出し事業実施中！＞

オレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺被害が後を絶ちません。内灘町では、平成27年12月から町民の皆さまの財産を守るため、通話録音装置【振込め詐欺見張り隊(新117)】の貸出しを行なっています。

### ○振込め詐欺見張り隊(新117)ってなあに？

着信前に「この電話は振込め詐欺などの犯罪防止のため、会話内容が自動録音されます」とアナウンスが流れます。

※電話がつながる前に、このメッセージが流れるため特殊詐欺等の被害防止につながると期待されます。

それでも電話がかかってきた場合は、全ての会話を録音します。

万が一のとき、予め登録した電話番号に自動通報する『大変だあ〜』ボタンがついています。

### ○対象者

- ◇満65歳以上の高齢者が居住する世帯員
- ◇過去に振り込め詐欺等の被害に遭ったことのある者
- ◇その他、町長が特に必要と認める者

### ○貸出しの期間

貸出決定日から1年間(更新可能)

### ○申込方法

内灘町社会福祉協議会または、内灘町役場総務課窓口にてご申請ください。

- ◇内灘町社会福祉協議会 TEL 076-286-6953
- ◇内灘町役場総務課 TEL 076-286-6720

### ○設置について

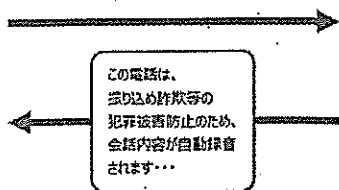
申請受付の後、貸出しを決定します。

装置の設置及び基本的な設定は社会福祉協議会職員または、総務課職員が伺います。

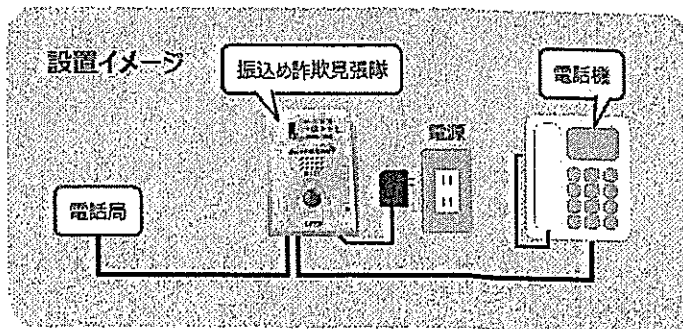
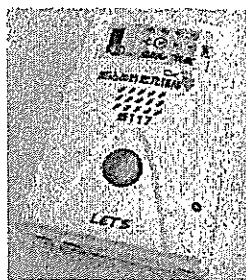
※個別に機器の詳細な設定をしたい場合は同封の説明書により、ご自身で設定してください。



死信者



▲使用イメージ



▲設置イメージ

改正 平成二〇年一二月一六日条例第三一号  
平成二四年 三月三〇日条例第一号  
平成二六年 三月二六日条例第二号  
平成三一年 三月二七日条例第二号

(目的)

第一条 この条例は、町民の安全意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図り、もって町民の生活の安全を確保し、安全で住みよい地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 町民等 町民又は町内に滞在する者及び町内に所在する土地、建物等の所有者又は管理者をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第百六十一号)第二条第二項に規定する被害者等をいう。

(町民等の責務)

第三条 町民等は、相互扶助の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、自ら生活安全上、必要とする措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 町民等は、自己の所有又は管理する土地、建物等に対して、犯罪、事故及び火災等災害の未然防止の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 町民等は、自己の所有又は管理する土地、建物に対して、青少年の健全な育成に有害な環境の浄化措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 町民等は、暴走族根絶運動の推進に努めるものとする。
- 5 町民等は、郷土愛の精神に基づき、公德心、自然に対する思いやりの心を高め、環境の美化・保全に努めるとともに、家庭ごみ、空缶、廃材及び廃車等廃棄物の適正な処理又は管理の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 6 町民等は、この条例の目的を達成するために行う町の施策が効果的に行われるように協力するものとする。

(町の責務)

第四条 町長は、第一条の目的を達成するため次の各号に掲げる事項の実施に努めるものとする。

- 一 生活安全に関する啓発
- 二 町民等の自主的な安全活動に対する支援
- 三 生活安全に寄与する環境の整備
- 四 犯罪被害者等への支援
- 五 その他この条例の目的を達成するために必要な事項
- 2 町長は、前項に掲げる事項を実施するときは、町の区域を管轄する警察署の長その他該当事項の実施に関する団体の長との緊密な連携を図るものとする。

(重点施策)

第五条 町長は、前条の対策を実施するにあたっては、次の各号に掲げる施策を重点的に実施するものとする。

- 一 住民の生活安全意識の高揚
- 二 内灘町暴力団排除条例(平成二十四年内灘町条例第一号)第四条に定める暴力団排除のための施策の推進
- 三 高齢者及び障害者の生活安全対策
- 四 暴走族根絶運動の推進
- 五 犯罪、事故及び火災等災害の未然防止に配意した環境の整備
- 六 青少年の健全育成を阻害するおそれのある有害環境の排除
- 七 犯罪被害者等の権利及び利益の保護を図るために必要な情報の提供、相談、広報、啓発その他必要な支援
- 八 前各号に掲げるもののほか、生活の安全確保のために必要と認める施策

(指導)

第六条 町長は、第三条第二項から第五項に規定する措置が十分でないとき、改善措置を講ずるよう指導することができる。

(協議会の設置)

第七条 町に内灘町生活安全対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会は、第五条各号に掲げる事項その他町民の生活安全確保に関する重要な事項について、協議を行い、その推進に努める。

(組織)

第八条 協議会は、事業者、学校関係者、関係行政機関、関係団体、町職員及び公募により選出された町民の二十人以内をもって組織する。

2 委員は、前項の中から町長が任命又は委嘱する。

3 協議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 委員の任期は二年とし、再任は妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長、副会長の職務)

第九条 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第十条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長は会長がこれにあたる。

(庶務)

第十一条 協議会の庶務は、総務部総務課内において処理する。

(委任)

第十二条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二〇年一月一六日条例第三一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

(内灘町暴走族根絶運動推進条例の廃止)

2 内灘町暴走族根絶運動推進条例(平成十一年内灘町条例第十九号)は、廃止する。

(内灘町暴走族根絶運動推進会議規則の廃止)

3 内灘町暴走族根絶運動推進会議規則(平成十一年内灘町規則第十号)は、廃止する。

附 則(平成二四年三月三〇日条例第一号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年三月二六日条例第二号)

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成三一年三月二七日条例第二号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。